

【新旧対照表】

新	旧
<p style="text-align: center;">岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業補助金交付要綱</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、<u>次に掲げるものは、補助金の交付を受けることができない。</u></p> <p><u>一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>三 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）</u></p> <p><u>四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等</u></p> <p><u>五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等</u></p> <p><u>六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等</u></p> <p><u>七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき</u></p>	<p style="text-align: center;">岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業補助金交付要綱</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、<u>暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。</u></p>

関係を有している個人又は法人等

八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(第3条及び第4条 略)

(補助金の交付決定)

第5条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定(第6条第2項の規定による補助金の変更交付の申請があった場合の補助金の変更交付の決定を含む。)の通知は、別記第2号様式によるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

一 補助対象事業に要する経費の配分の変更(当該経費の20%以内の額の配分の変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

二 補助対象事業の内容の変更(補助対象事業に要する経費の20%以内の減少となる場合を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

三 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

四 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

五 その他知事が必要と認める事項

2 前項第1号及び第2号の承認を受けるにあたっては、補助金変更交付申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

3 前項の変更交付申請書には、別記第3号様式に定める書類を添付しなければならない。

4 第2項の変更交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(第7条から第12条 略)

(第3条及び第4条 略)

(補助金の交付決定)

第5条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定(第6条の規定による補助金の変更交付の申請があった場合の補助金の変更交付の決定を含む。)の通知は、別記第2号様式によるものとする。

(補助金の変更交付の申請)

第6条 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の交付額を変更する場合には、補助金変更交付申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 補助対象事業に要する経費の20%以内の減少となる内容の変更をする場合

二 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更で、交付決定を受けた補助金の額に変更を及ぼさない場合

2 補助金変更交付申請書には、別記第3号様式に定める書類を添付しなければならない。

3 第1項の変更交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(第7条から第12条 略)

(暴力団の排除)

第13条 (第1項 略)

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。

(第3項 略)

(第14条 略)

附則 (平成28年10月19日医福第490号)

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則 (令和3年3月24日医福第1068号)

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則 (令和6年3月14日医福第807号)

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

(暴力団の排除)

第13条 (第1項 略)

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けたものが第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、当該交付の決定を取り消すものとする。

(第3項 略)

(第14条 略)

附則 (平成28年10月19日医福第490号)

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則 (令和3年3月24日医福第1068号)

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。